十五条の二第一項の規定のみなし停止の	同法第百十五条の二十第一項の規定による変更若しくは同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条
同法第八十五条の六第一項の規定による変更若しくは同法第百十五条の二第一項の規定による変更の届出若しくは同法第百十五条の二十第一項の規定による廃止の届出	同法第百十五条の二十五第一項の規定による変更若しくは同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条

に、

介護保険法第五十八条第一項の指定	介護保険法第五十八条第一項の指定
同法第百十五条の二十五第二項の規定により同法第百十五条の二十九第二項において準用する同法第百十五条の二十第三項の規定により同法第百十五条の二十第四項の規定により届出があつたものとみなされた同法第百十五条の二十第一項の規定による廃止の届出若しくは同法第百十五条の二十第四項の規定により同法第百十五条の二十第三